

八尾市手数料条例の一部改正
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条 略 (手数料を納付すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 略 (1)～(17) 略</p> <p>(18)～(26) 略</p> <p>第3条～第5条 略 (優良宅地造成等認定申請手数料)</p> <p>第6条 租税特別措置法(昭和32年法律第26号。以下この条において「法」という。)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請をしようとする者は、当該申請1件につき、100,000円の手数料を納めなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>第6条の2～第6条の6 略</p>	<p>第1条 略 (手数料を納付すべき事項及び金額)</p> <p>第2条 略 (1)～(17) 略</p> <p>(17)の2 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第35条第3項第1号イ並びに同条第5項各号列記以外の部分及び同項第3号に該当する被相続人居住用家屋であることの確認書の交付 1件につき1,300円</p> <p>(17)の3 租税特別措置法第35条第3項第2号イ、ロ及びハ並びに同条第5項各号列記以外の部分及び同項第3号に該当する被相続人居住用家屋の敷地等であることの確認書の交付 1件につき1,300円</p> <p>(17)の4 租税特別措置法第35条第3項各号列記以外の部分及び同項第3号並びに同条第5項各号列記以外の部分及び同項第3号に該当する被相続人居住用家屋又は被相続人居住用家屋の敷地等であることの確認書の交付 1件につき1,300円</p> <p>(17)の5 租税特別措置法第35条の3第1項に該当する低未利用土地等であることの確認書の交付 1件につき600円</p> <p>(18)～(26) 略</p> <p>第3条～第5条 略 (優良宅地造成等認定申請手数料)</p> <p>第6条 租税特別措置法(以下この条において「法」という。)第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請をしようとする者は、当該申請1件につき、100,000円の手数料を納めなければならない。</p> <p>2～6 略</p> <p>第6条の2～第6条の6 略</p>

(マンションの管理の適正化の推進に関する法律関係手数料)

第6条の7 マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号。以下この条において「法」という。)第5条の3第1項の規定による認定の申請、第5条の6第1項の規定による認定の更新の申請又は法第5条の7第1項の規定による変更の認定の申請をしようとする者は、次の表に掲げる区分に応じ、当該申請1件につき、それぞれ同表の金額の欄に掲げる額の手数料を納めなければならない。

項	区分	金額
(1)	<p>法第5条の3第1項の認定又は第5条の6第1項の更新を申請しようとする者</p> <p>センターが法第3条第2項第3号のマンション管理適正化指針に照らして適切でないものであり、かつ、法第5条の4第1号から第3号までに掲げる基準に適合すると認められた管理計画に係るもの</p>	<p>6,000円</p> <p>2以上の長期修繕計画を有する管理計画の場合に1を超え、長期修繕計画の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額</p>
	<p>その他の管理計画に係るもの</p>	<p>29,600円</p> <p>2以上の長期修繕計画を有する管理計画の場合に29,600円に1を超える長期修繕計画の数に16,900円を乗じて得た額を加算した額</p>

(2)	<u>法第5条の7第1項の変更の認定を申請しよ者とす者</u>	<u>規約の変更に係るもの</u>	<u>4,300円</u>	<u>変更する規約の数が2以上の場合4,300円に1を超える規約の数に2,800円を乗じて得た額を加算した額</u>
		<u>長期修繕計画の変更に係るもの</u>	<u>10,000円</u>	<u>変更する長期修繕計画の数が2以上の場合10,000円に1を超える長期修繕計画の数に5,200円を乗じて得た額を加算した額</u>
備考	<u>1 「センター」とは、法第91条第1項のマンション管理適正化推進センターをいう。</u>			
	<u>2 「管理計画」とは、法第5条の3第1項に規定する管理計画をいう。</u>			
	<u>3 「長期修繕計画」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下この条において「規則」という。）第1条の2第1項第2号の長期修繕計画をいう。</u>			
	<u>4 「規約」とは、規則第1条の2第1項第1号の規約をいう。</u>			
2	<u>法第5条の3第1項の認定、第5条の6第1項の更新又は法第5条の7第</u>			

1項の変更の認定を受けた者で、当該認定又は更新を受けている者であること
の証明を受けようとする者は、一通につき、980円の手数料を納めなければ
ならない。

第7条～第8条の3 略

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料)

第8条の4 略

(1)～(9) 略

(10) 法第37条の3第1項の規定に基づき法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備 (高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は同法第39条の22第1項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設 (以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。) であるものを除く。) の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

(11)～(16) 略

第9条～第13条 略

第7条～第8条の3 略

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料)

第8条の4 略

(1)～(9) 略

(10) 法第37条の3第1項の規定に基づき法第36条第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査 31,000円に貯蔵施設又は特定供給設備 (高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設 (以下この号及び次号において「完成検査合格施設」という。) であるものを除く。) の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額

(11)～(16) 略

第9条～第13条 略